

Title	財政学に於ける経費論の問題 (一)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.4 (1948. 4) ,p.166(1)- 182(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19480401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高橋誠一郎著

A五判 價三二〇圓 一五圓

經濟學史略

(新刊)

「本書は、著者が是れ迄公にした經濟思想史及經濟學史に關する可なりに數多い著作及論稿の中から、抜撰補填して西洋經濟學發達の概略を叙し、併せて之れが我が國傳來の跡を顧眄しようとしたものである。」(序文の一節)斯くの如く、本書は希臘・羅馬の太古から、經濟學傳來の跡を辿つて、官房學者・重農學派の前驅的理論より、巨星アダム・スミス現はれてマルサス、リカアドオ、ミルの絢爛たる古典學派の開花となり、一方、初期佛蘭西のそれよりラサール、マルグスの科學的のそれに至る迄の社會主義を検討して、講壇社會主義、基督教社會主義に及び、限界效用學派、埃太利學派、數理學派の三大學的財とそれを相續した現代經濟學に到り、終の一篇はフィッセルング以來の西洋經濟學の日本移植とそれの今日迄の發展を叙して筆を收めた。本文五五七頁、書名註一六頁、人名索引一一頁、學界多年待望の高橋先生の一貫せる經濟學史は遂に出來た。

慶應出版社

財政學に於ける經費論の問題(一)

高木壽一

一、三つの解釋

國家公共經費の研究は財政學の任務に屬するかと云ふ問題は、從來、財政學に於て異説ある問題の一であるが、之は財政學體系に於ける根本的問題である。

此問題について大別して三の異なる見解がある。第一のものは、經費の研究を財政學に屬せしむべきではなく、財政學は國家公共收入の學問であると云ふ見解である。例へばルロブ・ポリユウ(Leroy-Beaulieu)は財政理論は公共經費を取扱ふべきではないと云ふ。建築師は注文された家屋がその注文主の必要及び社會的地位に適應するか否かを詮索する要なく出來る限り立派に建築さへすればよいのであつて、その如く財政學者は國家がいかにして其收入を調達するか或は調達し得るかを示すべきであると云ふ。またカイツル(Kaizer)は財政學は財政の學問、即ち國家公共體の收入の學問である。換言すれば、國家公共體の經濟的需要充足の學問であると云ふ見解を示して居る。しかし、理論的には經費の研究は財政學の任務に屬せずと主張する論者と雖も、公共經費についての説明をなして居る者は多く、その財政學體系に於て全く經費に觸れない者は極めて少ないのである。

しかし概して第十九世紀の英佛財政學者は經費論を研究することが少なかつた。彼等の抱懷した政治理論が國家の職分を狭く限定したために、經費理論を必要としなかつたのであると云ふ解釋もある。(Adams, Science of Finance.

財政學に於ける經費論の問題

一 (一六六)

p. 88. 参照)。「國防は富裕よりも重要」ならば、國家經費の大部分、軍事費・國債費は經濟的效果の判斷を越える。また第十九世紀の自由産業資本主義經濟の急速なる發展に於て、國家公共經費は國民生産物—國民所得の少部分に參加するにすぎず、資本主義經濟の自己法則的發展を妨げることが極めて少なかった。従て少くとも、第十九世紀の末に獨占資本主義から帝國主義の段階に進み、國家經費の資本主義經濟の發展に對する量的・質的重要性が増大するまでは、現實の事態を反映して財政學に於ける經費論研究の重要性の意識がかつ弱たのであらう。

しかし英國財政學に於てもバステブルに到つて、經費論の重要性が強く認められ、英國財政學の一轉機を示して居る。即ちバステブルは、公共經費の質及び量の問題を財政の基本的部分の一とし、財政の他の部分に重要な影響を有し、財政の眞の目的であると認めるのである。(Bastable, Public Finance (3rd Edition), p. 41. 参照) 第二の見解を示す者は、公共經費を財政學の領域内で詳細に研究し、經費の有用性、その正當性を示す根據、その必要性及び合目的性についてまでも論究する。此見解に屬する主要なる者として、アダム・スミス。ラウ。ワグナーがある。

第三の見解としては、公共經費を財政學の研究範囲に取り入れるが、原理的にその財政的部面に制限する者である。例へば、エーペルヒ。フェルデス。モルがこの見解を表明して居る。(Gerloff, Grundlegung der Finanzwissenschaft, in Handbuch der Finanzwissenschaft, S. 11-3. Moll. Probleme der Finanzwissenschaft, S. 24-5. 参照)

アダム・スミスの國富論に於てスミス以前の諸學説は綜合整理され、新なる體系に於て經濟理論と財政理論とが内面的に強く結合され、財政學説はその經濟理論によつて科學的内容を得た。またスミスの財政學説はその後の財政思想に支配的影響を與へた。従てアダム・スミスを以て近代財政學説の發展過程に於ける第一の綜合的出發點とすることが出来やう。財政學説はスミスによつてその科學的内容を豊富にしたが、スミス及び其後の古典經濟學派の人々が財政學を經濟學と強く結合せしめ、その一部として取扱つたことは、財政學が獨立の學問としての體系を完成せしめ

ることを遅延せしめる結果ともなつた。第十九世紀の後半、殊に第四四半期に於てドイツ學者、殊にシュタイン。ワグナー。シェフレ等によつて財政學の著しい發展を見たが、就中、ワグナーの財政學はその構成内容の整備に於て最も優れて居り、財政學の體系を一應完成した。またドイツ財政學を主流とした現代財政學に最も大なる支配的影響を持つたのである。斯くしてワグナーの財政學を以て第二の綜合的出發點とすることが出来やう。しかも其後、獨立の學問としての財政學の内容は次第に精密を加へて内包的發展を進めたが、第一次大戰以後更には世界經濟恐慌以後に於ける現實の事態の急激な進展に對して、既成財政學が現實性を失つて居ると云ふ批判を生じた。財政社會學の要求も財政學をして現實科學たらしめやうとする努力の一の表現である。財政學は新なる途を求め、いま第三の出發點を探索して居る。その場合に財政學に於ける經費論の地位をいかに解釋するかは重大なる問題である。

依て先づ、近代財政學説の出發點であるアダム・スミスの經費論と第二の出發點とするワグナーの經費論と其間にラウの經費論の特徴に觸れて、近代財政學説に於ける代表的經費論の特徴を示し、財政學の次の發展段階に於ける經費論の在り方について、何ものかを把握したいと云ふのが本稿の目的である。また資料提示の考へあつて、スミス及びワグナーの經費論については幾分詳しく述べることにしたのである。

二、アダム・スミスの經費論

アダム・スミスは「政治家又は立法者の學問の一部分と見なされる經濟學は二の異なる目的を立てて居る。第一には國民に豊富なる收入又は生計の資を提供すること、或は一層適切に云へば、國民をして斯る收入或は生計の資を自ら得ることを可能ならしめることであり、また第二には國家・公共體に公共の諸職務を遂行するに充分なる收入を供給することである。この學問は人民と君主との兩者を富ますことを目的とする」と云ふ。國富論、キャナン版第一卷、三九五頁

國民の富を年々の勞働の生産物とし、富の源泉を勞働とする。年々の生産物の増加は勞働の生産力の増加が、生産的勞働者の數の増加によるより他はない。勞働の生産力に於ける最大の改善並に勞働の方向又は適用上に見られる熟練・技巧・判斷の大部分は分

業の結果として生じたものである。分業を生ぜしめるのは交換力であるから、分業の行はれる範囲は市場の廣狭によつて制限され、市場が廣くなれば分業の行はれる程度も高まる。資財が多く蓄積されるに比例してのみ労働が益々細分され得る。また産業活動の量はそれを雇用する所の資財の増加とともに増加するのみならず、其資財の増加の結果として同量の産業活動が従来よりも遙かに多量の作業を生ずるのである。生産的労働者の数の増加は彼等を維持するに充せられる資源の増加の結果に俟つてはならない。人の所有する資財は二の部分に區別され、人がそれによつて収入を得ることを期待する部分のものを資本と云ふ。

スミスは國富論第二篇第三章に於て資本の蓄積—生産的労働と不生産的労働を論じ、それに關聯して國家經費の不生産性に言及する。

「労働には労働が加へられる物の價值を増加せしめる種類のものと、斯る結果を持たない種類のものがある。前者は價值を生ずるが故に生産的労働と云ひ、後者は不生産的労働と云ひ得るであらう。製造工の労働は一般に彼が加工する材料の價值を増加し、彼自身の生計維持と雇主の利潤の價值を附加する。反之、家庭僕婢の労働はいかなる價值をも附け加へない。……社會に於て最も尊敬すべき階層に屬する或る人々の労働は、家庭僕婢の労働と同様にいかなる價值をも作出せず、またその労働の終つた後にも存續して、それに對して後日に等量の労働を獲得し得る或種の永続的な物又は賣却し得る物品に固定され又は體現することがない。例へば、君主及びその下に奉仕するすべての司法・軍務の諸官吏、すべての陸海軍人はいづれも不生産的労働者である。彼等は一般公共の僕であつて、他の人々の産業活動の年々の生産物の一部によつて維持される。その勞務がいかに名譽あり、いかに有用であり、いかに必要なものであつても、之によつて後日に等量の勞務を獲得し得る何物をも作出しない。今年に於けるその労働の結果たる國家の保護・安寧・防衛は、それによつて翌年に於ける其國土の保護・安寧・防衛を購はないであらう。(同書三一四頁) すべて資本の増減は生産的労働者の數を自然に増減させる傾向があり、その結果は其國の土地と労働の年々の生産物の交換價值、そのすべての住民の實質的富と収入を増減させる傾向がある。……資本は節儉によつて増加し、浪費と不始末によつて減少する。(三二〇頁)

大國民が私人の浪費又は不仕末によつて貧窮に陥ることは決してないが、往々にして國家の浪費と不仕末によつて貧窮に陥ることがある。國家収入の全部或は殆ど全部は大多數の國々で不生産的労働者を維持するために使用されて居る。……彼等は自から何物も生産しないで、すべて他の人々の労働の生産物によつて維持される。故に此種の人々が不必要なほどに多數に増加すると、其人々は或年にこの生産物を餘りに多く消費して、之がために翌年の生産物を再生産すべき生産者を維持するに充分なるものを残さないことにならう。その結果は翌年の生産物、第三年の生産物が累次に減退して「個人があらゆる儉約と仕末をよくすることに努めても、遂にはこの強烈な強制的浸蝕によつて生産物の浪費と減退とを補填し得ないことにならう」(同書三二四—三五頁) 之を補ふものは各個人が自己の状態を改善しやうとする不斷の努力であつて「國家及び國民の富裕、私人の富裕を生ぜしめる原理であり、また各人のこの努力は屢々極めて有力で、政府の浪費・行政上の最大の過失あるにも拘はらず、尙ほ改善の方向に進める事物自然の進歩を維持するに足る力である。(同書三五頁)

國家又は君主の収入が不生産的労働者以外の者を維持することは殆どないと云ふ。即ち國家収入が使用される經費の全部又は殆ど全部は經濟的性質に於ては不生産的のものとするのである。

アダム・スミスによれば、各個人は自己の利益を追求することによつて知らずして社會全體の利益を増進して居るのであつて、各人の利己心と自由競争との結合の自然的結果が社會的利益と合致する。内國産業と外國貿易とを通じて生ずる人民の利益と君主の利益とはいかにして調和し、人民と君主又は國家との双方を富ますことになるか。

「殆どすべての國に於て、君主の収入は人民の収入に求めて居る。それ故に人民の収入が多ければ多しほど、人民の土地と労働の年々の生産物が多いほど、人民は君主に對してそれだけ多くのものを提供し得る。故にその年々の生産物を出來る限り増加することは君主の利益である。……自國の生産物に最も廣い市場を開き、また購買者の數を多くして競争を大ならしめるために、最も完全なる通商取引の自由を許すことは君主の利益である。また此理由によつて、國內の一地方から他の地方への國內生産物の輸送に對し、或は自國生産物の外國輸出に對し、又は自國生産物と交換され得る或種類の貨物の輸入に對するすべての制限を廢止することは君主の利益である。斯くすることによつて君主は、自國の生産物の量と價值の兩者を増加し、從てまたこの生産物についての君主の分前、即ち君主の収入の量と價值を必ずや増加することにならう」(同書キヤナン版第二卷一三六頁参照)

斯くして内國産業・外國貿易に對するすべての制限を廢止して、利己心と自由競争から生ずる自然的結果が人民と君主との双方を富ますことになると云ふのである。ここに人民の利益と君主又は國家の利益の調和點が示され、スミス

スの經濟理論と財政理論の接合點をなして居る。

各國の富と、勢力が富に依存する限りでは其國の勢力は、其國の年々の生産物の價値に常に比例せざるを得ない、それがまたすべての租税が結局はそこから支拂はねばならない資源である。また各國の經濟政策の大目的は其國の富と勢力とを増大することである(同書第一卷三五頁)。しかるに重商主義又は重農主義は、それが促進しやうとして居る大目的を事實に於て覆へして居る。眞實の富強に向ふ社會の進歩を速かにするのではなく、それを妨げる。其土地と労働の年々の生産物の實質的價値も増加せずして減少せしめるのである。故に、特惠か制限かのいづれの一切のシステムが完全に撤廢されるならば、明白・簡單なる自然的自由のシステムが自から確立することになる。この自然自由のシステムに従へば、君主が任とすべき義務は僅かに三であり、(一)國防、(二)司法行政、(三)或種の公共土木事業・公共施設の建設・維持である。

君主の其等數個の義務を適當に遂行することは必然的に或る經費を要することを想定して居り、此經費はまた其を支辨するために必ず或る収入を必要とすることになる。そして其等の義務を遂行するに要する經費はいづれも社會進歩の時代によつて極めて異なつて居る。君主又は國家の必要なる經費は何か、その經費の中のいかなるものは社會全體の一般的納付によつて支辨され、またいかなるものは其社會の或特定の部分のみの又は或特定の個人々の納付によつて支辨されるべきであるか、それらの問題が國富論第五篇第一章に於て經費論として論ぜられて居るのである。(同書第二卷一八四―一五頁)

君主又は國家の第一の義務は國防であるが、スミスは「國防は富裕よりも遙かに重要である」ことを自明のこととして居る。特惠又は制限を排斥する自由主義經濟政策の主張に於ても、屢々「國防」が除外例を指示して居る。内國産業獎勵のために外國産業に負擔を課すること、航海條令の是認、獎勵金交付の例外的場合等々である。(第一卷四

二七―九頁第二卷二三頁)

國防は兵力によつてのみ履行し得る。平時に於てこの兵力を準備し、戰時に於て之を用ひることの兩方の經費は社會の状態社會進歩の時代によつて異なるのである。(同書一八六頁)近代歐洲文明諸國にあつては、各國住民の百分の一よりも多くを軍人として使用すれば、その軍務の經費を支辨する國を破滅せしめざるを得ないと一般に計算されて居る(一九九頁)。戰爭の技術は確にすべての技術の最高級のものであるから、その改善進歩につれて、戰爭の技術は必然的に技術の中でも最も複雑なるものの一となる。戰爭の技術と必ず關係ある機械的技術及び若干の他の技術は或る特定の時に於て戰爭の技術がどの程度の完全状態に到達し得るかを決定する。しかし戰爭の技術をこの完全状態の程度に到達せしめるためには、その技術が國民の内の或特定の階級の單一の或は主要なる職業となることが必要であり、また分業がすべての他の技術の進歩と同じ戰爭の技術の進歩にとつても必要である。

第一篇第一章「分業發生の原理に於て」既にスミスは「分業は本來、分業によつて生ずる一般の富裕を豫め知り、且つ意圖する人智の結果ではなく人間の自然的性向の必然的結果でありその性向とは或物と他の物とを交換する性向である」と云ふ(同書第一卷一五頁)戰爭技術以外の他の技術について分業が行はれるのは個人が多數の業を行ふよりも、一の特定の職業に専念することによつて自己の利益を増進すると認める各自の思慮(prudence)によつて自然的に分業が行はれるやうになる。しかし軍人の職業をすべての他のものと別個の異なる特定の職業たらしめることが出来るのは國家だけの持つ睿智(Wisdom)である(同書第二卷一九一―二頁)

次いで國家が國防のため軍備を整へる方法として民兵制度と常備軍制度を挙げ、その歴史と優劣が論ぜられて居る(同書二二三頁)國防の義務は「その社會の文明の進歩につれて次第に益々多くの經費を要することになる。…銃器の發明により戰爭の技術に齊らされた大變化は平時に於て或特定數の軍人を訓練し、また戰時に於て彼等を使用する兩方の費用を尙ほ一層増高させた。彼等の武器と軍需品とはともに一層の費用を要するものとなつて居る。…近代の戰爭に於ては銃器に大なる費用を要することから、その費用に最もよく堪へ得る國民に、即ち貧困野蠻なる國民よりも、富裕なる國民に一の明白なる利益を與へて居る。…古代に於ては富裕文明なる國民は、貧困野蠻なる國民に對して自國を防衛することの困難なるを認めたが、近代に於ては貧困野蠻なる國民が富裕文

明なる國民に對して自國を防衛することが困難となつて居る。(同書二〇一—二頁) 國防は富裕より重要であるが、特に近代的情形に於ては國防は富裕を基礎として居る。こゝにも一國の富と勢力との相互關係を示して居る。

「戦争と軍備とは、近代に於てすべての大なる國家の必要なる經費の大部分を發生せしめた二の事情となつて居る」と云ふ。(同書三〇六頁)

既述の如くスミスは、國家收入の全部又は殆ど全部が大多數の國々で生産的に使用されて居ると云ひまたその經費増加の主たる原因が軍備と戦争にあると云ふ。然らば當時の英國の現實の事態について國防費の節約の可能性が主張されたであらうか。之については國富論の末尾の一節が注目されるべきであると思ふ。

「國家收入の徴收方法及び使用方法に於て、尙ほ兩者とも改善の餘地はあらうが、英國はその隣國のいつれの國に比して少くも同じ程度に節約して居る。英國が平時に於て自國の國防のために維持する軍事施設は、富か勢力がいつれかに於て英國に對抗すると稱し得る歐洲のいかなる國よりも適度を得て居る。故に之等の項目については何等か著しい經費の削減は認められないと思はれる」と云ふ。

植民地の平時施設の經費は現在の動亂(註、アメリカ獨立戦争)の勃發する前に既に極めて多かつたが、その經費は確かに全く節約して然るべきものであらうし、また其等の諸植民地から何等の收入が得られないとすれば尙ほのことである。この經常費は極めて大きいことは大きい、戦時に於て植民地防衛のために吾々の要した費用に比較すれば取るに足らないほどのものである(同書、第二卷四三—二頁) 巨額の經費を植民地のために支出したのは、英帝國を構成する地方と考へたからである。帝國を維持するために收入も兵力も出さないものを地方とは考へられない。若し植民地が英帝國の課税を受けるを拒み、しかも英帝國の一地方と考へて行くなれば將來の戦争に於ける植民地防衛は英帝國の一層大なる負擔とならう。若し英帝國の植民地を英帝國全體の維持に貢獻させることが出来ないならば、戦時にそれらの地方(植民地)を防衛し、平時に其地方の文治・軍事の諸施設のどの部分を支持するための經費を免かるべき時であると云ふ。(同書四三二—三頁参照)

アダム・スミスは當時の状態に於て英本國の國防費を必ずしも過大であるとは考へなかつたのであつて、英本國の租税制度を英帝國のすべての地方に擴張することによつて増収が可能であり、またそれによつて、植民地のための平

時・戦時の經費に對する植民地の經費分擔を要求して居るのである。

また當時の英國の現實の事態に對する判断として次の言も亦注目すべきである。「英國の現行租税制度の名譽とすべきことには、從來産業に對して殆ど妨害を加へて居ないのであつて、最も巨額の經費を要する諸戦争の進行中すらも、個人が儉約し、ソット仕末をよくすることによる貯蓄と蓄積によつて、政府の浪費を濫費とが社會の總資本に加へたすべての破綻を、補填し得たものと思はれるのである。……しかしこのことから直ちに英國はいかなる負擔にも堪え得ると連断してはならない。また英國は既に從來課せられてゐる負擔より少しく大なる負擔を加へられても大なる困難なく負擔し得ると過信してはならない。(同書、第二卷四一四—五頁)

君主又は國家の第二の義務は、その社會の各員すべてを、其社會の他のいかなる者の不正或は壓迫から、出来る限り保護する義務であつて、嚴正なる司法行政を確立する義務である。

スミスは重農主義批判の中で「完全なる正義、完全なる自由、完全なる平等の確立は、すべての階級(註、ケネーの謂ふ生産階級・地主階級・不生産階級)に最高度の繁榮を最も有効に確保する極めて簡單なる秘訣である」と云つて居る。(第二卷一六八頁参照) 多年の勞働により或は恐らくは數代に亘る勞働によつて獲得された貴重なる財産の所有者が一夜たりとも安眠し得るのは政府の保護があるからである。貴重にして廣汎な財産の獲得と云ふことは、必然的に、民政の確立を必要とする。財政の存在しない場合、或は少くとも二三日の勞働の價値を超える財産のない場合には必要とされない。しかしこの政治は一定の服従を前提として居る。この服従を自然的に生ぜしめる主要諸原因も同じく貴重なる財産の増加とともに漸次に成長する。自然的に従屬を生ぜしめる原因又は事情、或は自然的にまたいかなる制度に先立つて、或人々に優越的地位を與へる原因又は事情は、人格的優越・年齢の優越・富の優越・門地の優越等であると云ひその歴史的變遷が述べられて居る。(同、二〇三—七頁参照)

財産と門地とが或人をして他人に優越せしめる主要なる原因であり、政治が財産の安全のために設定される限りに於ては、それは實質に於て、貧者に對して富者を防衛するため、或は若干の財産を有する者を全く何物も有しない者に

對して防衛するために設定されて居る。斯る場合に君主の裁判權は經費の必要を生ずる原因ではなくして、長きに亘つて君主の収入の源泉であつた。君主に裁判を求めた者は常に進んで其費用を支拂つたのである。(二〇六―七頁)

主として國防費の増大によつて、君主の所有財産収入が經費を支辨し得なくなり、また人民は自己の安全のために國費に對して各種の租税によつて納付することが必要となるに到つて、君主その他の裁判官がいかなる理由によつても司法行政に對する贈與を受けないことが一般に規定されて、裁判官に對して國費から定額俸給が支給されることになつた。しかし文明國に於て充分の節約を以て處理されて居ない場合でも司法關係費は政府の總經費の極めて僅かの部分をなして居るにすぎないのである。(同、二二〇頁參照) 從て司法費の全額が裁判所の手數料収入によつて容易に支辨し得ることになるとして司法手數料の問題が論ぜられて居る。そして司法權を行政權の分離及び司法權の獨立を主張する。(同書、二二〇―四頁)

君主又は國家の第三の義務は、或種の公共施設及び公共土木事業であつて、社會にとつては最高度に有利なものとなり得るが、個人或は少數者にとつては其利益は費用を決して償ひ得ず、從て個人又は少數者が建設維持するが如きことは望み得ない性質の公共施設事業を建設し維持することである。この義務は社會の商業交通を促進する公共土木事業及び施設と、教育施設(青年教育と一般人民教育)とであり、其等の經費が最も適當に支辨されるべき方法を論ずるのである。(同書、二二四頁)

商業一般を促進するために必要な公共土木事業及び施設について、之等の公共土木事業に要する經費は所謂公共收入、即ち大多數の國々で其徵收と運用とが行政權に委されて居る収入によつて支辨されることが必要とは思はれない。此種の土木事業の大部分は、社會の一般的收入に何等の負擔を加へずに、其自體の經費を支辨し得る特定收入を生ずるやうに經營することが容易であらう。例へば公道・橋梁・可航運河等は多くの場合に、それらを利用する舟車

馬に小額の通行税を課すことによつてまた港灣は適度の港灣税(噸税)によつて建設し維持することも出來やう。貨幣鑄造は多くの國々に於て、商業を促進する他の一の施設であるが、其經費を支辨するのみならず、君主に對して小額の收入即ち造幣收入を生ぜしめる。郵便事業も同一の目的のための一つの施設であるが、其經費を支辨したる上に、殆どすべての國々に於て其君主に極めて多くの収入を擧げて居る。(同書三一五頁)

特に郵便事業については、「郵便事業は正しく商業的企業である。政府は各郵便局の設置費、所要の馬匹・車輛の買入又は雇用の經費を前拂するが、輸送郵便物に對する郵税によつて多額の利潤を回收する。郵便事業は私の信ずる所では、いかなる政府が行つても、その經營に成功して來た恐らく唯一の商業的企業である」と云つて居る。(同書三〇三頁)

商業一般を促進するに必要な諸施設のほかに、或特殊部門を促進するためには特殊の施設を必要とし、之はまた特別異常なる經費を必要とする。例へば野蠻未開の國民と行ふ商業貿易の或る特殊部門は特別の保護を要するが、そのために生ずる經費はこの特殊部門に對する適度の課税によつて支辨すべきことは決して不合理ではないと思はれる。商業貿易一般の保護は常に國家防衛のために必須のことであり、從て行政の任務の必要なる部分と考へられて居る。商業貿易の或る特殊部門の保護は商業の一般的保護の一部であり、從て行政部の任務の一部でもある。故にこの特殊の保護のために課せられる特殊の租税も、等しく行政部に委さるべきであるに、歐洲諸商業國の大部分に於て、君主のこの任務の遂行は之と關聯するすべての權力とともに或る會社に委讓されて居る。その制規會社・株式會社の實例が示される。(同書二二三―二四八頁)

青年教育施設の經費は其經費を支辨するに足る収入、例 授業料収入を提供することが出來るのであつて、一般國家收入から支辨されることを必要としない。スミスの教育宗教諸施設に關する長い論述は殆ど教育・宗教論或は政策論である。(二四九―二九九頁)

君主又は國家の三の義務を遂行するに要する他に君主の尊嚴を保持するための經費を必要とする。

スミスは經費論の結論として、人民に與へられる利益と收入との關係を論ずる。國防費と主權者の尊嚴を保持する經費との兩者は、全社會の一般的利益のために支出される故に全社會の一般的貢納によつて支辨さるべきであり、即ち社會の各員のすべてが、各自の能力に出來る限り比例して貢納すべきである。司法費も、勿論社會全體の利益のため

めに支出されるものと考へられる。故にそれが社會全體の一般的貢納によつて支辨されることには何等不當ではない。しかし此司法費の必要を生ぜしめる人々は、何等かの不正によつて裁判所からの救済又は保護を求めることを必要ならしめた人々である。又この經費によつて最も直接の利益を享ける人々は、裁判所がその人に權利を回復するか又は保全する人々である。故に此司法費は、種々に異なる場合の命する所に従つて、この兩者のいづれかの一方、或は双方から特定の貢納、即ち裁判所手数料によつて支辨することは極めて妥當であらう。全社會の一般的貢納に俟つことが必要だとは云へない。但しこの手数料を支拂ふ資力なき犯罪人の場合を除く。(同書三〇〇頁)

道路・交通を維持する經費、教育・宗教施設に要する經費は、社會全體の利益となるから、社會全體の一般的貢納によつて支辨されても何等不當ではない。しかし、其によつて最も直接に利益を享ける者があるが、その人々(道路交通維持費について云へば旅行者・貨物輸送者・其貨物の消費者)からの貢納によつては全く維持し得ないものか、或は現に全く維持されないかいつれかの場合には、其不足を社會全體の一般的貢納によつて補填すべきである。社會の一般的收入(即ち公共收入)は、國防費及び主權者の尊嚴を維持する經費を支辨した上で、多くの特定部門の收入の不足を補填しなければならぬと云ふ。(同書三〇一頁)

アダム・スミスは既述の如く、大多數の國に於て國家收入の全部又は殆ど全部が不生産的に使用されて居ると云ひ、従つて國家經費の全部又は殆ど全部は、假令いかに有用であり必要なるものであつても、經濟的性質に於ては不生産的であると云ふのである。しかし特に君主又は國家の第三の義務に關する經費については、スミス自身の言葉の意味に於ても、生産的性質を有し得る國家經費を既に含むで居る。故にスミスは其當時の國家經費の現實形態の主要特徴について不生産的であると云つたのであつて、必ずしも國家經費はいかなる場合にも生産的であり得ないと云ふのではないと解すべきであらう。しかし古典學派の人々は國家經費の不生産的性質の解釋を繼承して消費説を採つて居る。

例へば、リカアドオは「不生産的勞働者以外の者を養ふこと稀なる君主の收入」と云ふスミスの言を承認してそのまゝ引用して居り(リカアドオ、經濟學及課税之原理、小泉信三博士譯岩波文庫版、一四一頁參照)また「戰費を支へんがため、若しくは國家の經常費を辨せんがために一國に賦課せられて、而して重に不生産的勞働者を養ふ用に充てられる租税は、その國の生産的產業から取られるものであつて、斯る經費を節約することが出来れば、その節約は何れも皆な一般に納税者の資本には加へられぬまでも、その所得に加へられるであらうと云ふ(同譯書二二七頁參照)また曰く「資本は生産の増加か或は不生産的消費の減退かによつて、之を増し得るものである。……一國の資本の減少に比例して、其生産額は必然減少するであらう。故に若しも人民と政府との側に於ける同じ不生産的消費が續けられて、年々の再生産が絶えず減少して行くなれば、人民及び國家の資源は益々大なる速度を以て涸渇し、其結果は困窮と破滅とであらう。最近二十年間に於ける英國政府の莫大なる經費あるにも拘はらず、人民の側に於ける生産の増加が之を償つて餘りあつたことは殆ど疑なき所である……」(同譯書一三七頁參照)

J・B・セイの「すべての財政計畫の最良なるは經費の最も少なきものであり、すべての租税の最良なるものはその額の最少なるものである」と云ふ章句は屢々引用されて居る。經費の經濟的性質に關するセイの解釋はその經濟學第三編第六章に於て論ぜられて居る。(セイ、經濟學、増井幸雄博士譯下卷三六四頁以下參照)

「官吏の勤勞の如きものを以て無形的生産物である。之等の無形的生産物は之を集積し得ず、また一國の資本の増加に役立つことがない。……個人及び家族の欲望の満足は私的消費を生ぜしめるが、社會も亦欲望を有して公的消費を生ぜしめる。……軍需品・食糧品・國家防衛に盡した文武官の時間と勤勞は假令いかに申分なく全く有効に使用されたとしても最早存在せず、此使用は欲望の満足以外には何等の利益も與へないのである」と云ふ。

アダム・スミスの學説を繼承する學派が、第十九世紀前半の支配的學派となつたが、一八三十四〇年代の進むにつれてその學説の内に現實の事態の發展を反映して修正の必要とその非現實性に對する批判が現はれた。例へば古典學派の内部に於てはJ・S・ミルであり、またドイツの實情と利害とはリストのスムス學説に對する批判を生ぜしめた。

國家經費の經濟的性質についてもミルは、勞働が生産に間接に役立つ様式の一として、勞働の保護に使用される勞働を擧げ、軍人・官吏・裁判官の勞働による産業の保護は生産費の一部をなし、間接に生産的であると云ひ、また政府が資本を作り出す場合のある

ことを述べて居る。(ミル、經濟學原理、アシュレー版、三六一四九頁、六六頁。戸田正雄氏譯書六四頁以下及び一一五頁参照)
また、フリードリッヒ・リストは、富を創る力は富そのものよりも重要であるとし、生産力の源泉を概括して、(1)精神的・肉體的
(2)自然的(3)社會的・市民的・政治的(4)物的生産力とする。そして「假令法令及公共制度は直接の價值は生産しなくとも、生産力を産
み出す」と云ふ意味に於て國家經費の生産性を認めるのである。リスト、國民經濟學體系第十二章、谷口、正木氏譯(改造文庫)二
二四頁以下参照、リスト、カール・ディツェルの生産説、シュタインの再生産説を通じてワグナーに到り、更に其後の發展に就ては
本稿の後段に述べることにする。

國富論、第五編第一章をスミスの經費論として見ると、その中に國家の職分とその職分遂行の歴史的形態の説明が
極めて多く述べられて居り、また例へば民兵制度と常備軍制度の歴史及び優劣の比較或は會社形態論・教育論・宗教
論等其他及び財政以外の各種の政策論が述べられて居り、いかに廣義に解釋するとしても經費論自體よりも經費論以
外の問題が占める部分が遙かに多いのである。また經費論に收入論が混入して居る。

三、ラウの經費論の特徴

カール・ハインリッヒ・ラウの財政學(第一版は一八三三年)は、第十九世紀の三十年代以後に於ける代表的な財政
學書である。ラウの財政學には當時支配的學派であつたスミス、セイの自由主義經濟・財政理論が吸収されて居り、
また官房學カメラリズムの理論が尙ほ殘存して居る。ラウは第十八世紀のカメラリスト例へばユスチ、ソネルフェ
ルス等の著作は今も尙ほ有用であり、それは殊に實踐上の諸原則を知らしめるからであると云つて居る。(K. H.
Rau, Finanzwissenschaft. 3. Auflage (1850) S. 18. 参照)ラウは物的財貨による國家需要の充足のための政府の努力が
財政(Finanzwesen)をなすのであつて、財政を政府經濟(Regierungswirtschaft) また時には國家經濟或は國家
家計とも呼ばれると云ふ。そしてこの政府經濟の最善の處理の學問、或は物的財貨による國家需要の最善の充足方法
の學問が財政學であり、經濟學の一部である。また狹義に於ける官房學と云はることも稀ではない。また國家經濟學

とも呼ばれることがあると云ふ。(同書、五頁参照)

財政は國家權力のすべての施設及び事業に對して物的手段を提供するのであるから、それは統治活動の一の必須の
部門である。すべての統治手段の範圍及び効果は一部分は財政の良否によつて制約され、また財政の良否と云ふこと
だけを以ては、國家行政の萬全を保證することには足りないが、しかも尙ほ放漫な紊亂した或は不正腐敗した財政は
國家の全状態に對し、國家の對外的獨立、また國內の福祉に對しても最も有害なる影響を與へることは疑ひない。經
験は屢々このことを證明して居り、國家家計の高度の重要性を充分に認めて居る。統治方法が完全となるほど、費用
を要する施設が多く必要となるほど、財政も益々精巧を加へ困難となる。財政は一の經濟として、すべての各經濟の
目的から生ずる一般原則の支配を受け、各家族の經濟と共通なる多くの目的・任務及び準則がある。……しかしまた
財政は多くの點に於て市民經濟と異なつて居り之等の相異點を明かにすることは財政學の主要理論を豫め示すために
極めて適當であるとして次の三點を示す。(1)その業務の多量にして多様なること、(2)收入の源泉に於て、各個人は營
利によつてのみ收入を得るが、財政は權力を行使して收入を得ること、(3)支出の規準と對象とを異にすることに現は
れると云ふ。(同書六一八頁参照) 國家行政のすべての部門は、いづれも他の部門の目的に反抗・阻止の作用をしない
やうに有機的結合關係に立たねばならないが、このことは財政についても特に當てはまる。財政は國家施設に手段を
提供するだけであつて、それ自體直接に福祉を促進するものではないからである。……常に國民經濟の諸法則を參考
して、それに従て、財貨の生産を害せず、國民の欲望充足を妨げることなくして、いかなる程度まで國家消費を擴大
することが許されるか、いかにして國家の必要とする資金を調達し得るかを研究することが必要である。また政府經
濟の正しく把握された目的それ自體も亦國富の保全を要求するが、それは國富が豊富なる國家收入を繼續せしめる條
件であるからである。……此理由によつて財政學は常に國民經濟學に基礎を置かねばならないし、また大部分は國家

權力に物的手段を供給する目的に對する國民經濟學の應用の結果とも見ることが出来る。

斯くしてラウは財政學の一般的原理は三種であつて、三の基本科學、即ち(1)一般經濟學(私經濟學の意味)、(2)哲學的—國法學、法學及び政治學即ち國家學(3)國民經濟學から得ると云ふ。財政學の補助科學として特に(1)農業、林業、鑛業、工業、商業等の産業學(2)歴史及び統計學(3)政治算術等を擧げる。(同書九—一二頁参照)

ラウはその經費論を國家經費の一般的考察に始めその一般的考察として數個の項目を述べる。即ち(1)國家經費の評價方法(2)國家經費の構成要素(實物支出と貨幣支出)、(3)經費の直接對象(4)經費の目的(5)國民經濟に於ける經費の作用(6)經費額とその作用との比較(經費節約の原則)、(7)經費の國民所得との割合、(8)國內に對する經費支出の問題、(9)經常費・臨時費(10)個々の經費の目的等の項目について一般的考察が行はれるのである。

國家經費の一般的考察の諸項目に於て、ラウの經費論の特徴を最も強く表現するものは、節約の原則に關する部分である。

「節約の原則は、いづれの經濟に於けると同様に、財政に於ても經費に對する主要原則をなして居り、需要の大なるに比較して、財產及び所得が限られて居ることを顧慮することから生ずるのであるが、この原則は物的財貨の等しい犠牲を以て最大の効果が、同じことを云ふことになるが、最少の財の消費を以て等しい効果が得られるやうに、經費の理性的配置を要求する此原則を遵守することは、經濟的思慮(Klugheit)によつて要求されるのみでなく、正義によつて要求される所でもある。蓋し國家經費は常に市民の財貨消費を減少せしめるが、國家需要充足に役立つ収入は直接に私人の財産より得るか、或は國家が行はなければ人民によつて行はるべき管の營利事業の經營によつて調達されるのであり、また更に國家の構成員に對しては國家の理性的決定によつて正當なるものとされる負擔だけを課することが許されるのであるから、國家需要に本質的な貢獻をしない經費に對しては國家權力はそれを要求する權限がないことになる。」と云ふ。(同書二九頁参照)

節約の原則は正義の要求する所でもあると云ふ點に於て、自由主義國家觀が強く現はれて居る。節約の原則から生ずる三の要求を示す。(1)國家の決定し得る即ち公共福祉に屬する目的なくして、何等かの個人的目的或は單なる個人的利益のために經費を設くべきでない。(2)一層緊要なる經費の支辨に必要な資金を重要度の低

い目的のために使用すべきでない。「一般に或一定時にすべての有用なることに充分の手段を得ることを不可能であるから、重要度の等しい目的は同時に之を行ひ、重要度の低いと認められる經費は、それよりも重要な經費が充足されて後に始めて順次に之を行ふと云ふ均等性も各種の政府部門について遵守すべきである。緊急性の程度はその經費の中止によつて生ずる不利益の強度によつて測定されるが、その場合に直接當面の結果のみを見てはならない。(3)各個の經費は、他の考慮がそれを禁ぜざる限りは、所期の効果が最少の費用を以て達成されるやうに處理されねばならない。」(同書三一頁参照)この節約の原則から生ずる結論は後にワグナーの經費論に於ても繼承されて居る。(ワグナー、財政學、第三版、七一—二頁参照)

ラウは國家經費を、憲法費と政務費とに大別して經費各論を進めるのであるが、その出發點に於て、國家經費を詳細に考察することはすべての國家施設を検討することになり、それによつて國家政策論の多くの部分を財政學に引き込む危険があると云ふ。「これは財政學の目的に反することになるばかりでなく、それは國家行政問題の全般的基礎研究が妨げられ、財政的見地が過大に強調されることにもなるからである。財政學の限界を正しく守るためには、國家經費の各個の對象について、節約の原則を他の見地の要求を侵かすことなくして適用し得る機會が在るか否かを研究することに、自らの要求を制限すべきであると云ふ。(同書四一頁)このことはラウの經費各論に於ける指導理念として注目すべきである。ラウ憲法費(Ausgaben aus der Verfassung)及び政務費(Regierungsaufwand)の經費各論については本稿に於ては省略し、ラウの財政學を擴大・充實して独自の財政學體系を完成し、現代財政學に支配的影響を與へたワグナーの財政學に於ける經費論を述べることが適當であると思ふ。(未完)

附記 ラウの財政學を戦災によつて失つたが、最近東京商大教授井藤半彌博士の御好意によつて同書を拜借して本文執筆に参照することが出来た。こゝに記して感謝の意を表す。